



会社役員賠償責任（D&O）保険 インサイト 2021

パンデミックやロックダウン、さらには政治混乱や今後の倒産件数が前例のない水準にまで高まると予想されるなど、今年はグローバル市場と企業の役員にとって波乱の多い一年となり、あらゆる企業の経営陣が、財務健全性や事業継続の妨げとなりえる数多くのリスクにこれまで以上にさらされることとなります。ここでは、ACGSのフィナンシャルラインとD&O専門家が、企業が注意を払い、備えるべき2021年の5つのD&Oメガトレンドを紹介します。

5 2021年の 注目すべき D&O 保険の メガトレンド



グローバル経済の動向と倒産リスク

コロナウイルスの大流行が大きな混乱をもたらし、世界が景気後退の危機に直面する中、2021年の経済的・政治的見通しは非常に不安定なものとなっています。国際通貨基金（IMF）では、2020年の世界経済は4.9%縮小、2021年の世界経済の成長率に関しては、パンデミック前の予測をはるかに下回る5.4%になると予測しています¹。

「企業を支援する目的で導入された一時的な各種政策措置が段階的に廃止されることの影響は、D&O アンダーライターにとって2021年の重要な懸念材料の1つとなっています」と話すのはDavid Van den Berghe（Global Head of Financial Institutions、AGCS）です。

破産手続き業務を受任した弁護士は損失を役員などから回収しようとすることから、歴史的に見て、倒産はD&Oクレームの主な原因となっていました。ステークホルダーが破産後に取締役を追及する方法としては、パンデミックや長期の収入減に「経営陣が十分な備えを行ってこなかった」と主張するなど、数多くの手段が存在します。

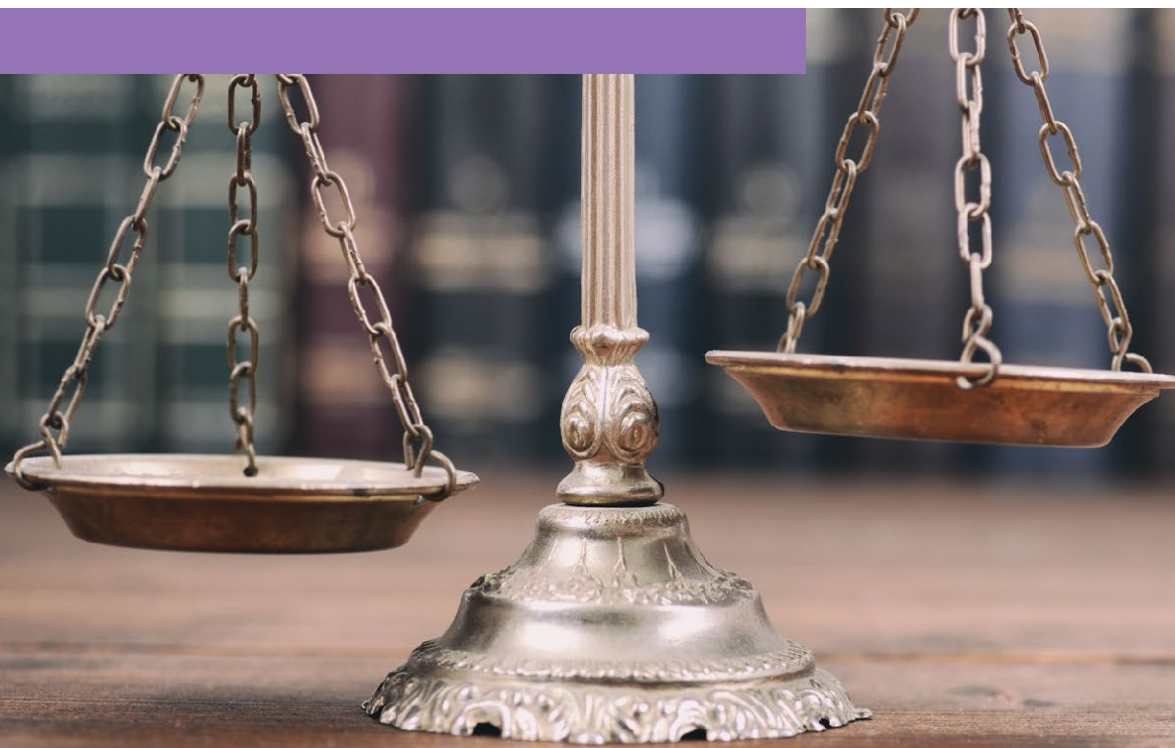
Cornerstone Research 社によれば、報告資産額10億ドル以上の企業の「メガ」級倒産申請件数は、2005年から2019年にかけての四半期平均が5件だったのに対して、2020年は第1四半期に6件、第2四半期に31件、第3四半期に15件の合計52件となっています²。

Euler Hermes 社では、破産の多くは今後 — その大半は2021年上半期に — 訪れることになるとしており、グローバル倒産指数は、2年の累計ベースで来年末までに35%増という記録的な水準に達し、半数の国では2009年の金融危機以来の過去最高水準を記録することになるとしています³。最も破産件数が上昇すると予想される国は、米国（*2021年末までに2019比57%増）、ブラジル（45%増）、中国（40%増）をはじめ、ヨーロッパ主要国の英国（43%増）、スペイン（41%増）、イタリア（27%増）、ベルギー（26%増）そしてフランス（25%増）などです。

コロナウイルスの影響は、大手企業による支払いの遅延や過剰在庫というかたちで表れます。グローバル企業の2020年の流動性ニーズは、5日分増加して74日、つまり8兆ドル（1,400億ドル増加）となります⁴。金融政策とワクチン開発の成功が、企業の成長、そして更なる倒産・起こり得る不況を回避するために残されたセーフティネットとなります。

「コロナウイルスワクチンに関する昨今の明るい報道に対する市場の極端に強気な反応を見ても、市場は引き続き危うい状態で推移すると予想しています」とVan den Bergheは付け加えます。「さらに、米中の技術覇権競争、そしてイギリスのブレグジットの移行期間の終了も引き続き大きな懸念材料であり、全体的に高まっている経済の不確実性をさらに高める要素となっています」。

1 New York Times：経済再開後も景気はさらに落ち込むとIMFは予想（IMF predicts deeper global downturn even as economies reopen）2020年6月24日
2 Cornerstone Research：2005年～2020年第3四半期、大企業の倒産と財務困難の傾向（Trends In Large Corporate Bankruptcy And Financial Distress, 2005-Q3 2020）
3 Euler Hermes：嵐の前の静けさ：コロナウイルスと企業倒産の時限爆弾（Calm before the storm: Covid-19 and the business insolvency time bomb）2020年7月16日
4 Euler Hermes：コロナによる支払いの遅延と過剰在庫が急増する中、企業の流動性ニーズは過去最高の8兆ドルに達する見込み（Covid-19 to increase firms' liquidity needs to a record USD8tn as payment delays and inventories surge）2020年7月27日



証券集団訴訟とコロナウイルスの影響

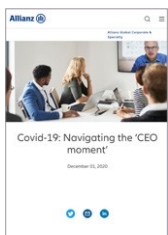
2020 年の上半期までの米国における新規の証券集団訴訟件数が2019年よりも18%少ない件数で推移していましたが⁵、この減少にはコロナウイルスによる企業活動や法廷業務の混乱が一部影響していることは言うまでもありません。それにも関わらず、連邦裁判所への提訴申請のペースは2017年と2018年に匹敵しており、それ以前の年の水準をゆうに上回るペースで推移しています。

「注目すべきは、外国に本拠を置く企業を相手取った2020年の新規訴訟の割合が、近年の平均のほぼ2倍に達しているという点です」と話すのは David Ackerman (Global Claims、Key Case Management、AGCS) です。「この比率は、米国の全上場企業における外国に本拠を置く企業の割合の2倍近くに上っており、リスクの増大を如実に表すかたちとなっています」。

訴訟の約半数はアジアに本拠を置く企業を相手取ったもので、2020年上半期だけで、中国企業が13社、シンガポール企業が3社となっています。前年と同じく、カナダ企業（特に大麻関連企業）も高い頻度で標的となっています。訴訟の大きな割合を占める業種は、金融サービス、テクノロジー、ヘルスケア／製薬などです。

一方、パンデミックの影響によって年の半ばごろの合併活動も低水準で推移したようであることから、新規の合併異議訴訟はここ数年よりも少なくなっています。逆に、新規株式公開（IPO）は、2020年末に近づくにつれて急激に増加しており、それほど遠くない将来に新規IPO関連の証券訴訟の波が訪れる可能性があることを示唆しています。2009年から2018年にかけて米国でIPOを行った企業の約20%が公開から4年以内に、30%以上が8年以内に証券集団訴訟を起こされています⁶。株価が新規株式公開価格よりも落ち込んだ企業は、証券集団訴訟を起こされるリスクが目に見えて高まります。

米国で起こされたコロナ関連証券集団訴訟は2020年10月までに20件を超えるといわれる一方で、個々の訴訟が実際にコロナに関連しているかどうかについては意見が分かれています⁷。これまでの訴訟例としては、コロナ発生に見舞われたクルーズ船会社を相手取った訴訟や、パンデミックによって企業の業績や事業にもたらされたビジネスへの影響に関する訴訟などがあります。さらに、コロナウイルス関連の治療法、検査、または機器について不実表示などを行った企業に対して投資家が訴訟を起こした例や、顧客への弁償をしなかったとして、消費者集団訴訟が起こされた例も数件あります。



▼ **コロナ関連のD&Oリスクとその管理方法に関する詳細はこちら**

5 Cornerstone Research : 2020年証券集団訴訟提訴：2020年中間評価 (2020 Securities Class Action Filings: 2020 Midyear Assessment) 2020年8月
6 Cornerstone Research : 証券集団訴訟提訴：2019年総括 (Securities Class Action Filings: 2019 Year in Review) 2020年
7 National Law Review : コロナ関連証券集団訴訟：提訴済みと提訴予定訴訟 (Class action litigation related to Covid-19: Filed and anticipated cases) 2020年11月9日

これはパンデミックの初期に予想されていたよりも小さい数字かもしれませんが、進行形で増加する新規の破産申請（2 ページを参照）により、証券保有者（債券や株式など組織に対して何らかの所有権を有する者）によるパンデミックに起因する訴訟が増える可能性は高いといえます。

また、現在兆しが見えはじめているもう 1 つの脅威としては、今後活発化が予想される企業による業務復旧活動に起因するものがあります。出勤勤務の復旧は、株主による代表訴訟を筆頭に、各種の訴訟形態において多くの危険をはらんでいます。従業員に復帰を求める際、雇用主は誰に復帰を求めるかの決定をはじめ、難しい対応を迫られる可能性があり、従業員にどのようなことを聞き、行動をとることができるのかについては規制などの制約を受けることから、問題が発生することも考えられます。

さらに、同業の競合他社と比較してパンデミックからの復旧が遅い企業は、業務能力が欠けていると見做される結果として株主や消費者から提訴される可能性もあります。

コロナ関連以外では、2020 年には明るい法的進展がいくつかありました。米国デラウェア州最高裁判所、ならびに北カリフォルニアの第一審裁判所では、IPO で公開された株式の 1933 年証券法違反の申し立てに関しては、連邦裁判所以外では訴訟を起こせないと規定する企業憲章の法廷地選択条項が支持されました。2018 年の「Cyan, Inc. v. Beaver County Employees Retirement Fund」訴訟について、1933 年証券法による請求に関しては連邦裁判所と州裁判所に共同管轄があるとした米国最高裁判所判断に呼応して、企業はこのような規定を設けるようになりました。

米国証券取引所で取引される企業のかなりの割合が、デラウェア州法人であり、そのため同州の会社法の影響が広範囲に及ぶこととなりますが、このような法廷地選択規定が、デラウェア州やカリフォルニア州以外の州、さらには米国以外の法域で支持されるかどうかは今後注視していく必要があります。

「それでも、2つ以上の州裁判所、または州裁判所と連邦裁判所の両方で同時に裁判への対応を迫られるというリスクを回避するという意味で、IPO を計画している企業の取締役は可能な限りこれに準じた規定を採用することが賢明だと思われる」と Ackerman はいいます。

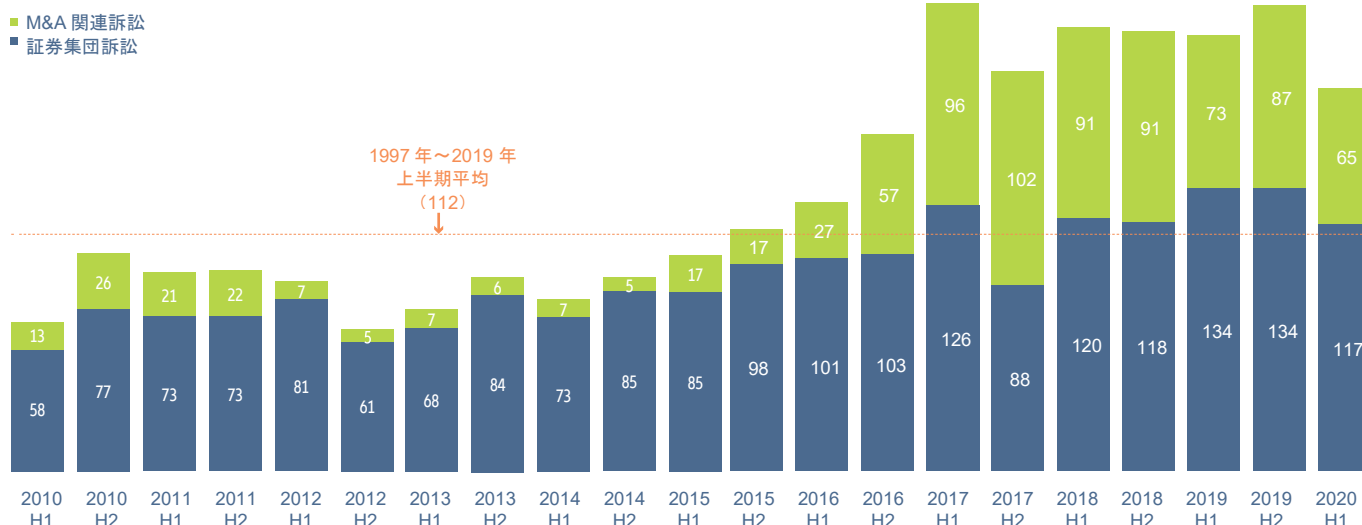
米国以外でも証券集団訴訟の提訴件数が記録的な水準で推移し、訴訟の脅威はオーストラリアとカナダを筆頭に多くの法域で高まっており、セクター別では小売、自動車、保険、製薬、金融サービスなどの消費者向けセクターで増加しています。

ヨーロッパにおける集団的救済の様相も過去数年で進化してきており、集団訴訟のリスクは拡大してきています。現在、多くの国で何らかのかたちでの集団訴訟の仕組みの導入が進んでおり（本来の手続きというよりむしろ、関係する訴訟を統合する処置に過ぎないものにして）、近年、このような方法がますます多くの集団株主訴訟に利用されるようになってきています。



証券集団訴訟のグローバル展望の詳細についてはこちら

集団訴訟提訴指数（CAF 指数） 半期集団訴訟提訴件数
2010 年～2020 年上半年



注：1933 年証券法に関する州法廷への提訴件数が上図の半期集計に盛り込まれるのは 2010 年から。並行集団訴訟は単一の訴訟と見なして表示。並行訴訟が異なる年に提訴された場合、過去の提訴も上図に反映。このように並行訴訟が過年度の訴訟として数えられることもあることから、並行訴訟が含まれる集計は州法廷提訴数と異なる場合がある。

Source: Cornerstone Research, Securities Class Action Filings 2020 Midyear Assessment, 2020



サイバー攻撃の影響は役員にも

企業は、コロナウイルスによるリモートワークの増加によって生じるサイバーセキュリティ上の潜在的な脆弱性をはじめ、進化を続けるサイバーセキュリティに対する脅威に直面しており、投資家はサイバーセキュリティリスク管理を取締役会などのリスク監視責任の重要な要素の一つと見なしています。近年、サイバーインシデントの件数が急増しており、保健／医療、企業、政府／軍事、教育、金融サービスなどのセクターでデータ漏洩被害事例が多発しています。

データ漏洩が発生すると、多くの場合、攻撃を受けた企業はその余波として罰金、費用のかかる漏洩通知手続き、事業中断、ならびにきわめて否定的な風評など、壊滅的な打撃を被ることになります。

このような事態を招いたのはサイバーセキュリティリスクへの防御を実現する適切なコーポレートガバナンスを実施できなかったためだとする直接的、または株主代表訴訟をはじめとする

説明責任を、取締役が追及される例は各国で見られます。そしてなによりも、上場企業で大規模漏洩が発生すると、投資家の信頼を失って急激な株価の下落を招き、これによって費用のかさむ証券集団訴訟の引き金となるような「イベント」にまで発展することがあります。

「サイバーセキュリティの脅威が進化し、リスクがより複雑で広範囲に及ぶにつれて、サイバーに関連する公的文書の企業情報開示への注目が高まるものと考えられます」と Van den Berghe は話します。「多くの企業はすでに、追加的なサイバーセキュリティ関連の情報をリスク要因というかたちで開示しており、重要な事案に関する正確でタイムリーな情報開示を可能にするための統制と手順を確立しています」。

これに付け加えて Ackerman は「諸々の課題が進化を続けるにつれて、コミュニケーション強化への注目度も高まり続けることになると考えています」といいます。

「上場企業での大規模漏洩は急激な株価の下落を招き、費用のかさむ証券集団訴訟の引き金となるような『イベント』にまで発展することがあります」



多様性、気候変動、ESG 要因が 取締役や役員に与える影響

いずれもテクノロジー企業である Oracle 社、Facebook 社、Qualcomm 社、Norton LifeLock 社が、最近、取締役会の多様性に関する株主代表訴訟 — 具体的には、取締役会に黒人取締役が少ないとする訴訟 — を起こされています⁸。

これらの株主代表訴訟にはいずれも、共通する背景として「ブラック・ライヴズ・マター」などの最近の人種的公正に関わる抗議活動に呼応する側面があるようで、訴状の内容も類似しています。株主の主張は、取締役会が多様性の問題への対応を怠り、その結果として受託者責任に違反したというものです。訴状の中には、取締役会役員の報酬の返納、新たな黒人取締役の選任、黒人人材を雇用するための会社基金の創設、多様性関連の目標と役員報酬を結びつけるなど、さまざまな行動を求めるものがあります。

このような訴訟の経済的影響についてはまだ分からない部分もありますが、訴訟の和解にかかる法的弁護費用は高額になります。このように増大する D&O 賠償責任のリスクは、近年指摘されている米国の証券集団訴訟の頻度と重大度の高まりをさらに助長する可能性があります。

今後は、企業の評判に大きな影響を与えうる環境・社会・ガバナンス (ESG) 関連の要因によ

って引き起こされる D&O 関連の訴えがますます増えていくものと考えられます。

集団訴訟を起こしたり、和解をせざるを得ない状況に持ち込むために、あらゆる足掛かりを利用する原告側法律事務所の影響もあり、近年定着してきた「イベント駆動型の D&O 訴訟」の増加の延長線上にあると見ることもできます。「イベント」そのものの引き金となる要因としては、#MeToo 運動やコロナウイルス、さらにはカリフォルニアの山火事や飛行機墜落事故に至るまで、さまざまなものがあり、ESG 関連要因の影響もますます高まっています。

2021 年に注目すべき ESG 関連の主な傾向としては、気候変動、水資源管理、生物多様性の悪化、サプライチェーンでの搾取、そしてコーポレートガバナンス上の問題などに端を発する問題があります。D&O 賠償責任の観点からは、これらは情報開示と内部リスクの管理の面で企業と取締役会の注意が求められる事柄です。この脈絡では、リスク・マネジャーの説明責任は急速に進化を続けており、例えば会社にとっての主要なリスクの特定および最も効果的なリスク低減策を進めることが求められるようになってきています。



多様性関連の D&O リスクとその管理の仕方に関する詳細はこちら

⁸ Business Insurance: 多様性関連の D&O 訴訟を起こされる企業が増える可能性がある (More firms may be exposed to D&O suits over diversity) 2020 年 9 月 14 日

その中でも気候変動は特に大きな課題です。1980年代以降、世界各国の自然災害の発生頻度が3倍にまで高まっており、異常気象による経済的影響はG20諸国だけを見ても年間1420億ドルに上ると推定されています⁹。「カーボン排出主要企業」を相手取った気候変動関連訴訟はすでに30か国以上が起していますが、その大半は米国で提訴されていて、企業が気候変動に合わせ商慣習を調整できなかったとする訴訟が増えています。企業に対する気候変動関連の市民活動は、特にヨーロッパで高まってきており、企業経営陣は投資家などのステークホルダーの追及を受ける場面が増加しています。気候変動の真の影響を理解するためには、企業やその役員会は、通常の2~5年という将来の展望を超えて、さまざまな将来シナリオを予測して、それに備える必要があります。

「世界中で企業がESGパフォーマンスについてますます世間の注目を集めるようになってきているという状況を受けて、AGCSではValue Group社（投資とリスクのコンサルタント）と提携して、ESGをはじめ、広く認められている品質指標に基づいた、これまでにないデータ駆動型のD&O評価手法を開発しました」と話すのはJoana Moniz（Global Head of Commercial Financial Lines、AGCS）です。「この新しいアンダーライティングのアプローチは、リスクに関する対話の強化を通して、AGCSとお客様がこの種のリスクを評価し、低減措置を実行していくうえで役に立ちます」。

この新しいモデリング手法は、コーポレートガバナンスやコンプライアンス基準などの質的パラメータといったESG関連の測定基準に焦点を当てたものです。データからは、将来的なD&O訴訟の発生確率と高い関連性がある特定のESG主要業績評価指標が存在することが分かります。

現在また将来のアンダーライターは、潜在的な危険を適切に評価するために物言う投資家の活動から社会的公正に関する抗議運動、またマネー・ローンダリングの仕組みに至るまで、現在進行中のグローバルなESG問題を把握する必要があります。

「アンダーライターは最終的に、これらの問題がどのような訴訟頻発のトレンドに発展していく可能性があるのか、そしてこのことにより企業のリスク管理慣行に影響を与える可能性があるかを評価する必要があります」とMonizは話します。



⁹ Climate Transparency : ブラウンからグリーンへー純ゼロ排出経済に向けたG20諸国の取り組み (Brown To Green, The G20 Transition Towards A Net- Zero Emissions Economy) 2019年



非上場企業のリスクは引き続き課題

非上場企業にとっての D&O 保険の重要性は一般的には軽視されているようです。非上場企業やその幹部を対象とした D&O 訴訟の各種シナリオに対する理解が進んでいる場合でも、これは変わりません。

非上場企業の訴訟は、従業員関連の問題によるものが大半ですが、会社売却の際の売却価格が不適切で、受託者責任に違反したとして非上場企業の役員が訴えられるケースもあります。またこれ以外にも、たとえば独占禁止法関連や規制関連訴訟などに備えるためにも、非上場企業は D&O 保険に加入するべきです。非上場企業とその経営陣はまた、見込み出資者などへの説明が不正確だとする申し立てがあれば、連邦証券規制により賠償責任が生じるリスクがあることも認識する必要があります。

このような場合、和解額は上場企業と比較して少額に留まるものと考えられますが、D&O 保険に加入していない経営幹部が個人として賠償責任を問われた場合には、大きな影響を受ける可能性があります。これは、会社が破産し補償能力を失った時点で経営幹部が責任を問われる状況においてさらに大きな懸念材料となります。

非上場企業の取締役や役員は一般的に、企業のあらゆる業務運営やビジネス上の意思決定に密接に関与していることから、これらに関わる各種訴訟に際しては、個人として直接的な影響を受けやすくなる可能性があります。

たとえばコロナ禍のような危機的な状況下では、人事、サプライチェーン管理、財務の安定性、借り換え、そして社内体制とテクノロジーの継続性など、組織の特定領域にとって必須であるマネージメント能力が問われるとともに、難しい業務上の意思決定を迫られ、更に厳しい局面を迎えています。

現在、コロナの大流行により、非上場企業とその幹部は相当高い D&O 訴訟リスクにさらされていますが、業務上の決定も会社のリスク管理慣行、社内プロセス、そして労働力と IT リソースの管理に長期的な影響を及ぼすこととなります。

「非上場企業の事業に内在し変化を続ける D&O リスクの環境をしっかりと理解するためにも、経営陣は、ブローカーや保険会社に会っていただき、十分な対話を持つ必要があります」と Moniz は締めくくります。



市場のダイナミクス D&O 保険セクターの現状

D&O 保険の保険料は年間数十億ドルに上りますが、近年では、競争の激化、訴訟件数の増加、保険金クレームの頻度と深刻度の高まりなどの要因により、保険セクターの収益性が打撃を受けています。オーストラリア、英国、米国、ヨーロッパの一部をはじめとする世界の多くの市場におけるアンダーライティングの業績は、イベント駆動型の訴訟や集団的救済の動向、規制当局による調査、および弁護士費用の高騰により赤字となっています。世界各国で証券に関連した D&O クレーム件数の増加を引き起こす文化的なシフトが起きており、これにより状況は一層悪化してきています。

D&O 保険市場では価格設定が堅調に推移していることを示唆する第三者のデータもありますが、ソフトマーケット時の不十分な価格設定、リスクへの露出、そして損失増加傾向の複合的な影響はまだ続いています。

「つまり、保険会社は過年度の保険契約の収益性評価を今も整理している段階にあるということです」と Shanil Williams (Global Head of Financial Lines、AGCS) は話します。「また今は、将来的なリスクの評価、特に経済全般と特定産業へのコロナの影響について大きな不確実性が生じている時期でもあります。これに気候

変動、サイバーリスク、ESG など数多くの『既知の未知』が折り重なり、当セクターに多くの緊張を作り出しています」。

保険購入の観点から、企業とブローカーは、自家保険、共同保険、代替的リスク移転などを活用して、高頻度・低重度側のリスクをより多く保有することをはじめ、需要と供給を平衡状態に戻すことを目指した根本的に異なる保険オプションの模索を始めています。

さらに、企業は保険のサイド A の補償により重点を置き、サイド B と C の保有額を高めてバランスシートの法人リスクをより多くとるようになってきています (表参照)。2021 年は、企業の予算面での制約が高まるなか、保険料とのトレードオフを盛り込んだ自己負担額や補償範囲への注目度が高まることも考えられます。

「これはリスクに関する対話を進展させ、リスクの捉え方と評価について保険会社とお客様との間のギャップを埋めるとも良い機会にもなりません。D&O は役員が検討すべき問題であり、この商品はお客様と保険会社との間に高度なパートナーシップが求められる商品です」と Williams はいいます。

「AGCS は、グローバルな D&O 保険会社であり続け、お客様と協力して、あらゆる関係者に持続可能なソリューションを提供することに引き続き取り組んでいきます」。

クレームへのコロナの影響については、パンデミックが落ち着いた 3 月から 5 月にかけて減少していた従来の集団訴訟件数が増加に転じ、特に運輸、レジャー、バイオテクノロジー、銀行などのセクターの企業を相手取った訴訟は 2021 年に入っても増え続けていく見込みです。あり余るほどのキャパシティーと魅力的な保険料率が何年間も続いてきたことを背景に、D&O アンダーライターが 2020 年の市場が堅調に進むと予想していた矢先のパンデミックでした。

このような経済状況にあって、D&O 市場が困難な状況にあることに驚きはありません。パンデミックが年末に向かう中、来たる冬にかけて何が起るかを市場は非常に注意深く見守っています。

「市場が修正局面に入っていたところに、この経済・金融危機です」と Williams は話します。「金融危機の影響を受けたのは主に金融機関でしたが、これはすべての人、すべての企業に影響を及ぼしており、その影響を押し量るにはまだあまりにも時期尚早です」。

D&O 保険の構造

D&O 保険契約の構造は、3 つの保険契約のうちどれに加入するかによって異なります（ABC 保険は上場企業向けの標準形式の保険であるため、これが選択されるのが一般的です。非上場企業や非営利企業の場合は、AB 保険だけでも役に立ちます）。

補償	説明	被保険者は？	リスクにさらされるのは？
サイド A	会社が法的または財政的に補償資金を支出できない場合のクレームにおいて、個々の取締役や役員資産を保護します。	役員個人	役員個人資産
サイド B	上場企業や非上場企業に対し、取締役や役員への損害賠償金や弁護士費用等を企業が補償することによって生じる損害を補てんします。	企業	企業資産
サイド C	上場企業（個人ではなく法人）に対する有価証券クレームのみの拡張補償です。	企業	企業資産



お問い合わせ

AGCS では、D&O 保険を重要な戦略商品と位置づけて取り組んでおり、長期的に持続可能なプレーヤーであり続けます。当社では高い信用格付けを有する会社としての保険証券、多国籍ソリューション、そして D&O アンダーライティングとクレームの専門家からなるグローバルなネットワークを提供します：

www.agcs.allianz.com/solutions/financial-lines-insurance/d-and-o-insurance.html

SHANIL WILLIAMS

shanil.williams@allianz.com

Global Head of Financial Lines

JOE CARUSO

joseph.caruso@agcs.allianz.com

Regional Head of Financial Lines,
North America

JOANA MONIZ

joana.moniz@allianz.com

Global Head of Commercial,
Financial Lines

STEPHAN GEIS

stephan.geis@allianz.com

Regional Head of Financial Lines,
Central and Eastern Europe

DAVID VAN DEN BERGHE

david.vandenbergh@allianz.com

Global Head of Financial Institutions,
Financial Lines

MARCO VINCENZI

marco.vincenzi@allianz.it

Regional Head of Financial Lines,
Mediterranean and Africa

STEFANIA DAVI-GREER

stefania.davigreer@allianz.com

Regional Head of Financial Lines,
UK

JENNY WILHELM

jenny.wilhelm@allianz.com

Regional Head of Financial Lines,
Asia-Pacific

GUSTAVO GALRAO

gustavo.galrao@allianz.com

Regional Head of Financial Lines,
Ibero-LatAm

Allianz Global Corporate & Specialty は下記にてフォローいただけます：

 Twitter @AGCS_Insurance and

 LinkedIn

詳しくは下記にお問い合わせください：

www.agcs.allianz.com

免責条項及び著作権

Copyright © 2018 Allianz Global Corporate & Specialty SE。無断複写・転載を禁じます。

本書に記載される内容は一般情報を提供することを目的としたものです。記載情報の正確さには万全を期しましたが、情報はその正確さに関する表明や保証を一切伴うことなく提供されたもので、Allianz Global Corporate & Specialty SE は記載の過ちや漏れについて一切の責任を負うものではありません。

Allianz Global Corporate & Specialty SE
Königinstr. 28, 80802 Munich, Germany

写真：Adobe Stock

2020年12月